

臨床医学倫理審査委員会小委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター（以下、「当センター」という。）臨床医学倫理審査委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第9条の規定に基づき、当センター臨床医学倫理審査委員会（以下、「倫理審査委員会」という。）に小委員会を設置する場合における必要な事項を定める。

(小委員会)

第2条 倫理審査委員会の委員長が設置する小委員会は、次のとおりとする。

- (1) 終末期医療の決定プロセスに関わる小委員会（以下、「終末期医療小委員会」という。）
- (2) 脳死下臓器提供の決定プロセスに関わる小委員会（以下、「脳死下臓器提供小委員会」という。）
- (3) 前2号に規定するほか、倫理審査委員会の委員長が緊急に倫理審査を行う必要であると認める事項に関する小委員会

(終末期医療小委員会の設置)

第3条 医師又は医療・ケアチーム（以下、「医師等」という。）は、終末期における治療の開始、不開始、変更又は中止等の終末期医療の方針決定等を行うにあたり、次の各号に該当するときは、終末期医療小委員会の設置を要請することができる。

- (1) 医療・ケアチームのなかで病態等により医療内容の決定が困難な場合
 - (2) 患者と医療従事者との話し合いのなかで、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
 - (3) 家族のなかで意見がまとまらない、又は、患者の家族と医療従事者との話し合いのなかで妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
- 2 要請を受けた倫理審査委員会の委員長は、直ちに総長の承認を得て、終末期医療小委員会を設置しなければならない。
- 3 終末期医療小委員会の委員長及び副委員長は、倫理審査委員会の委員長が指名する。

(終末期医療小委員会の構成)

第4条 終末期医療小委員会は、委員長及び副委員長を含む5人以上の倫理審査委員会委員をもって構成する。

- 2 委員長は、具体的な事案に応じて委員を指名する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(終末期医療小委員会の調査審議及び結果の報告等)

第5条 終末期医療小委員会は、終末期医療の方針等について調査審議を行う。

- 2 終末期医療小委員会の審査結果は、速やかに、倫理審査委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 前項の報告は公開するものとする。この場合において、患者の個人情報等は匿名化するなどの措置を講じなければならない。

(脳死下臓器提供小委員会の設置)

第6条 脳死下臓器提供の可能性がある患者が入院している診療科部長（以下、「当該診療科部長」という。）は、次の各号に該当するときは、脳死下臓器提供小委員会の設置を要請することができる。

- (1) 患者が18歳未満の場合
 - (2) 臓器提供に関して倫理的に問題があると判断した場合
- 2 要請を受けた倫理審査委員会の委員長は、直ちに総長の承認を得て、脳死下臓器提供小委員会を設置しなければならない。
 - 3 脳死下臓器提供小委員会の委員長及び副委員長は、倫理審査委員会の委員長が指名する。

(脳死下臓器提供小委員会の構成)

第7条 脳死下臓器提供小委員会は、委員長及び副委員長を含む5人以上の倫理審査委員会委員をもって構成する。

- 2 委員長は、具体的な事案に応じて委員を指名する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(脳死下臓器提供小委員会の調査審議及び結果の報告等)

第8条 脳死下臓器提供小委員会は提供に関する倫理的な問題について調査審議を行う。。

なお、患者が18歳未満の場合における調査審議に際しては、虐待対策委員会こども分科会における虐待の有無等の結果を十分に考慮しなければならない。

- 2 脳死下臓器提供小委員会の審査結果は、速やかに、倫理審査委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 前項の報告は公開するものとする。この場合において、患者の個人情報等は匿名化するなどの措置を講じなければならない。

(小委員会の庶務)

第9条 第2条に規定する小委員会の庶務は、事務局総務・人事グループが担当する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。